

## 平成 29 年度コンベンション開催支援助成金交付要綱

(趣旨及び助成目的)

第 1 条 公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下「協会」といいます。）は、高知県内へのコンベンション及びスポーツ大会等の誘致を促進し、宿泊交流人口の拡大と地域経済の活性化及びスポーツ振興を図るため予算の範囲内で「コンベンション開催支援助成金」（以下「助成金」といいます。）を交付するものとします。

(助成事業)

第 2 条 助成事業は、1. 大会・会議等、2. 学会等、3. 展示会・見本市等、4. 企業研修等、5. スポーツ大会等とし、対象事業、対象経費及び助成金額等については、別表 1、別表 2、別表 3、別表 4 及び別表 5 で定めるとおりとします。

(申 請)

第 3 条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」といいます。）は、助成事業の対象となるコンベンション（以下、「コンベンション」といいます。）の開催予定日の 30 日前までに、次に掲げる書類を協会会長（以下「会長」といいます。）に提出してください。

- ア コンベンション開催支援申請書（第 1 号様式）
- イ 収支予算書（第 1-1 号様式）
- ウ 開催要綱
- エ その他会長が必要と認める書類

(助成の決定と通知)

第 4 条 会長は、前条による申請が適当と認められたときは、助成を決定し申請者に「コンベンション開催支援助成金交付決定通知書」をもって交付決定額（千円未満切捨て）を通知することとします。ただし、当該申請者が別表 6 に掲げるいずれかに該当する場合を除きます。

(変更申請等)

第 5 条 助成金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、変更が決定次第以下の表に従って変更申請書を提出してください。

【変更申請】

内容	提出書類
コンベンションが中止となる場合	・コンベンション開催支援変更申請書(第 2 号様式) ・その他会長が必要と認める書類
助成申請を取り消す場合	

申請額を増額する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンベンション開催支援変更申請書(第2号様式)</li> </ul>
申請額を減額する場合(但し、30%以内の変更は除きます。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更収支予算書(第2-1号様式)</li> <li>・ その他会長が必要と認める書類</li> </ul>

【変更届】

申請者に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンベンションの名称</li> <li>・ 開催期間</li> <li>・ 開催場所</li> </ul> 以上について変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンベンション開催支援変更届(第2号様式)</li> <li>・ その他会長が必要と認める書類</li> </ul>
---	---

(変更申請の承認と通知)

第6条 会長は、前条による変更申請が適当と認められたときは、変更を承認し、「コンベンション開催支援助成金交付変更通知書」をもって通知することとします。

(実績報告)

第7条 申請者は、申請したコンベンション終了後30日以内又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を会長に提出してください。

- ア コンベンション開催支援実績報告書(第3号様式)
- イ 収支報告書(第3-1号様式)
- ウ コンベンション宿泊確認書(第3-2号様式)
- エ 宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)又は、県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)
  - \* 県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)の場合は、県外参加者名簿を添付してください。なお、宿泊者名簿は、助成金算出のために使用するものであり、その他の目的には一切使用いたしません。
- オ 助成対象経費のうち助成金額相当以上の領収書等
- カ コンベンション開催パンフレット等
- キ その他会長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第8条 会長は、実績報告に基づき助成金額(千円未満切捨て)を確定するものとし、収入合計が支出合計を上回る場合は、交付決定額から収入と支出の差額を差し引いた額を交付決定額(千円未満切捨て)とします。また、交付決定額と交付決定額が同額の場合は、通知を省略することとします。

(助成金の支出)

第9条 前条により確定した助成金は、申請者の指定する金融機関の口座に振り込むこ

とします。ただし、個人口座の場合は委任状の添付が必要です。

(助成金の取消)

第 10 条 助成金の交付決定後若しくは確定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は当該助成金の全部又は一部を取り消すことができることとし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることとします。

(検査等)

第 11 条 会長は、必要に応じて申請者に対し、コンベンションの実施状況について報告を求め、調査を行います。

(関係書類の整備)

第 12 条 申請者は、当該助成事業に係る経理の収支を明らかにし、帳簿及び証拠書類を平成 30 年 4 月 1 日から起算して 5 年間保存してください。

(アンケートの実施)

第 13 条 会長は、コンベンションの主催者・参加者に対しアンケートを実施することがあります。その際、参加者に対してはコンベンションの主催者よりアンケート記入を依頼し、用紙を配布・回収してください。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとします。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。